

論 説

アマルティア・センの福祉経済思想に関する一考察

田 中 きよむ

I はじめに

経済学の文脈のなかで用いられる福祉概念を大別すれば、2つに分けることができる。一つは、いわば状態概念としての福祉であり、主に理論（近代）経済学の分野で用いられ、厚生、効用、欲望満足などの用語で表現されてきた。もう一つは、いわば政策概念としての福祉であり、主に社会政策学の分野で用いられ、社会福祉、社会保障などの福祉政策を指示する概念として用いられてきた。

しかし、従来、それぞれの福祉概念は両分野で別次元のものとして取り扱われる傾向が強く、福祉経済研究者がどちらかに専門特化する傾向とあいまって、両概念を有機的に結び結ぶ努力はほとんど払われてきていない。しかも、その福祉概念にしても、とりわけ理論経済学の分野においては、主に、財貨の増大やその消費から得られる欲望満足に結びつけて捉えられてきたために、経済学の対象とする人間像が、財貨の生産・消費によって自らの欲望を満たす存在としての側面が過度に強調されて抽出されたものになってしまい、自分および他人の生を高めたり豊かにしようとする社会的人格としての側面が捨象されがちである。

アマルティア・センは、経済学と社会倫理学を結びつけつつ、主流経済学の対象とする人間像に批判をくわえ、自己実現をめざして発達する人格側面を正当に視野に入れた福祉概念を提唱するとともに、それを状態概念にとどまらせず、政策・手段概念にも敷衍してゆこうと努力している。今日、開発途上諸国

において、人間として生きる基礎的な潜在能力の保持・実現すら妨げられている人々が大勢いる一方、先進諸国においても、生活の質や人間としての生の豊かさが繰り返し問い直されている状況下で、センの福祉アプローチが投げかける「経済学批判」を受けとめて吟味する意義は大きいと思われる。

もっとも、セン自身が認めるように、彼の「潜在能力（機能）アプローチ」は社会経済思想史の流れから独立したまったく独自の思想であるわけではない。そしてまた、彼の理論に課題や疑問の余地がないわけでもない。とくに、筆者の問題意識にそくして言えば、自らのアプローチを強調するあまり、財貨の所有や欲望充足が人の福祉にとってもつ意義を過小評価している。

そこで、本稿では、まず、センの福祉アプローチの想源とされている社会経済思想を振り返りつつ、センの福祉思想の位置を確かめる。次いで、センの広範な経済思想のうち、とりわけ福祉に関わる部分を、状態概念から政策・手段概念にいたる福祉思想の流れとして浮き上がらせ、その特徴づけを行う。さらに、そのうえで、彼のアプローチの意義と課題・展望について、すでに提出されている批評をも折り込みながら、筆者なりの考察を加えたい。

II センの福祉アプローチの想源

センによれば、彼の潜在能力アプローチの起源は、「アダム・スミスとカール・マルクス、さらに遡ればアリストテレスにまで辿れるものである」¹⁾ という。そこで、まず、彼の想源として最も古いアリストテレスを取り上げてみよう。

センは、アリストテレスによる「人間の善」の分析が人間の機能や「活動という意味での生」に結びついていること、そして、しばしば誤って単に幸福(happiness)と訳される彼の「エウダイモニア」というギリシャ用語が「生の実現」を表し、効用主義的な見地を超えるものであると述べたり²⁾、彼によって「人間的な善の一局面を論じるために使われ、可能性(potentiality)と訳されることもある「ドゥナミン」というギリシャ語が、存在または行動する潜在能力(capability of existing or acting)としても訳せることに注目するこ

とは興味深い」³⁾と述べたりしている。そして、「潜在能力の公正な分配の基礎は、アリストテレスの政治的分配の理論の中心に位置づけられている」という⁴⁾。その際、センが参照しているアリストテレスの文献は、主として『ニコマコス倫理学』であるが、『政治学』も参照されている。

アリストテレスは、『ニコマコス倫理学』において⁵⁾、人間にとって善とは「本人に固有な、取り去ることのむずかしいもの」、「そのためにその他の万般のことがらがなされる場所のもの」であり、「常にそれ自身として望ましく、決して他のもののゆえに望ましくあることのないようなもの」という「究極的」性格を有し、それだけでもって生活が望ましく何ものも欠如していないものとなる「自足的」性格を有する、と論じている。そして、そのような性格を最も多分にもつ最高善とは、幸福（エウダイモニア）であり、しかも、それが「よく生きていること（エウ・ゼーン）、よくやっていること（エウ・プラッティン）」と同義であることは人々の意見のほぼ一致するところであるという⁶⁾。同時に、その最高善は政治の究極目的でもある。なぜなら、政治とは善き人間をつくることに最大の配慮をおくものだからである⁷⁾。

最高善である幸福は、人間の機能（エルゴン）に関わり、とくに動植物と違って人間特有の機能である、魂の「ことわり（ロゴス）」を具えた活動に関係する。すぐれた人間の機能は、その活動をうるわしく行う（卓越性に基づいて遂行される）時に、よく達成される。つまり、幸福とは、人間に固有の卓越性に即しての魂の活動である。とりわけ、最高の卓越性は知性（ヌース）的卓越性であり、知性の卓越性に即しての活動（観照的な活動）こそが人間の究極的な幸福である。

以上が、アリストテレスの幸福（セン流に言えば福祉 well-being）論の要旨であるが、確かに人間固有の機能に着目している点でセンと共通している。しかし、微妙な違いも見受けられる。第一に、センは現実には達成される機能に劣らず、その可能性ないし潜在能力を重視するが、アリストテレスにおいては、そのような「眠っている」状態よりも、その実現である、活動としての生をこそ積極的に評価している。第二に、センは、アリストテレスの幸福（福祉）概念を「生の実現」に求めつつも、効用主義的な快樂 pleasure は、その「生の

実現」を評価することの原因であるというより結果にすぎない、として快樂と機能を峻別しているが、アリストテレス自身は、快樂は「卓越性に即しての働き」の「お添えもの」ではなく、その働き自身のうちに快樂を含み、それ自身快適なものであり、さらに、ある活動を増進するのはそれに固有の快樂に他ならない、として、機能と快樂をより一体的なものとして捉えている。第三に、アリストテレスは、人間の幸福（福祉）の典型を知性的な活動に限定する傾向があるが、センはそれを、基本的なものを含むより広い範疇としての、価値ある機能とその潜在能力に関連づけている⁸⁾。

なお、センは福祉への効用アプローチのみならず、富裕アプローチも批判する（否定ではない）が、アリストテレスも、富は何かのために役立つもの、それ以外のもののために存在するものでしかなく、それ自体は善ではない、と考えており、センに通じる視点をもっていた⁹⁾。

さて、センは、スミスとマルクスにも言及している。スミスやマルクスが「自分の衣服を恥じることなく生きる能力」を重視していたこと¹⁰⁾、彼らが福祉 well-being の決定要因として機能とその潜在能力の重要性を論じており、とくにマルクスが政治経済学の再定式化において人間的な活動の実現を重視していること¹¹⁾、等が指摘されている。

スミスは、生活必需品の範囲を決めるにあたっては、「最下層の人々でも、それがなければまともな人間としては見苦しいようなものすべて」をふくむべきだとしつつ、例えばヨーロッパの大部分では亜麻布のシャツを着ずに、イングランドでは革靴をはかずに、人前に出るのは恥ずかしいだろう、と述べている¹²⁾。ここでスミスは直接には、消費財への課税を考察するにあたって必需品の範疇を定めようとしているのではあるが、その規定の仕方から、彼がそれぞれの社会生活における人間の機能を重視していることがうかがえる。また、スミスは、文明社会における分業の富裕化作用に注目する一方で¹³⁾、その分業ゆえに労働が単純化し、人間の理解力、知識、精神、社会的判断力が損なわれる事態を憂慮し、国が庶民教育に力を注ぐべきことを主張しており¹⁴⁾、商業社会がもつ富裕化ダイナミクスに焦点を当てつつも、人間の「高貴な」諸機能の実現への配慮を忘れていない。

センは、スミスがしばしば偏って解釈されているという批判もおこなっている¹⁵⁾。「スミスの『慎慮 prudence』(『自制 self-command』を含む)に加えて『共感 sympathy』を擁護することが、利己心 self-interest とその達成に関するいわゆる『スミスイアン』的立場を擁護する多くの経済学者の著作の中では行われなくなってきた」というのである。公共的介入に対するスミスの態度にしても、彼が、貧者の権原 entitlements を支持する介入まで排除していたわけではないという。

「利己心」と「共感」(あるいは「自制」)の関係についていえば、センは、前者よりも後者を「善き振る舞い」に関する重要概念として評価するが⁸⁾、両者を分離のないし対立的にとらえるのは疑問である。なぜなら、『道徳感情論』では個人の利己心を調整・媒介するものとして共感が位置づけられているし、それが『国富論』の交換理解につながっているからである¹⁶⁾。また、センがスミスに関して、「慎慮が利己の最大化を超越している」と述べたり(スミスによるストア学派の説明とスミス自身の見地は異なる¹⁷⁾)、「スミスが自分のいかなる著作においても利己心の追求に対して、一般的に優越した役割を与えていなかった」と断言したり、「マルサスと異なり、スミスは救貧法に反対していなかった」(センも認めるように、スミスは救貧法が労働者の自由な移動を妨害していることを「批判」していた¹⁸⁾)と言い切ったり、スミスの考えが貧者への所得補足の支持に通じることを述べたりしていることも(スミス自身は、貸金上昇の経済効果を論じるにとどまっている)、センのいう「スミスイアン」とは逆の意味で、スミス像にバイアスを与えかねないだろう。

マルクスは、センが参照・引用している『経済学・哲学手稿』のなかで、「人間は彼の全面的本質を、ある全面的なしかたで、つまりある全体的な人間として、我がものとする」、「豊かな人間は同時に、人間的な生活表明の全体性を必要としている人間である。彼自身を実現することが内的必然性として、必要として、彼のなかに存在しているところの人間なのである」と述べ、私的所有の積極的止揚の下で、人間の諸機能(思考、感覚、意欲、活動、愛など)が全面的に展開する展望を示している¹⁹⁾。また、マルクスは、センが参照している様子はないが、『経済学批判要綱』のなかでも、大工業が発展すればするほ

ど、富の創造は労働に依存するよりも科学技術の進歩と応用に依存するようになり、その結果、必要労働時間の縮減に伴って自由時間の拡張が可能になれば、「芸術的・科学的等」の自己形成をふくむ人間の完全な発達が促され、それがまた、労働生産力にも好影響を与えてゆく展望を示している²⁰⁾。さらに、彼は、『資本論』のなかでも、生産性の増大を前提にしたうえで、「窮乏や外的な合目的性に迫られて労働するということがなくなる「自由の国」において「自己目的として認められる人間の力の発展」が始まる、とも述べている²¹⁾。

マルクスは、究極的な富（豊かさ）の実現を人間の全面的な発達のなかに求めており、福祉を人間の自己実現に求めるセンと類縁的な関係にあり、同時に、センは、人間の諸機能の阻害を富裕化の裏面に見据えるスミス（マルクスにも当てはまるが）とも相通ずる。また、マルクスは人間の諸機能の拡充を人間の自由のなかに求めるが、潜在能力の大きさを福祉的自由の幅として捉えるセンと、人間的発達と自由を結びつける限りで、共通する。

しかし、マルクスが自由によって人間の諸機能の拡充の保障を得ようとするのに対し、センはその潜在能力が大きいこと自体を自由として捉えるという違いがある。また、それに関連して、マルクスが人間的発達の実現を経済体制の変革のなかに求めようとする傾向（その限りで、決定論的な傾向）が強いのに対し、センはそのような傾向を免れており、むしろ人々の生活実態を現実的、冷静に見据えるなかで、人間的発達の問題を現実の具体的な政策的課題に結びつけてゆこうとする。そして、マルクスが社会の理念型のなかに人間的発達や自己実現を鑄込んでゆこうとするのに対し、センはそれを福祉アプローチに内在化させて現実分析の身近なツールに仕立て上げようとしている。さらにいえば、スミスやマルクスは（セン自身による評価のしかたは別にして）、人間的発達や自己実現の問題を彼らの経済学体系の一部に組み入れつつも、中心的なテーマないし基調としては、富裕化や生産力の発展のダイナミクスの把握（スミス、マルクス）や、それと切りむすびつつ、生産物ないし生産手段の労働者への還元の見込みを示すこと（マルクス）に基軸を置いているのに対し、センは人間の生き方の問題を彼の経済学を中心にすえて、正面から問題にしている。その限りで、スミスやマルクスさえも、センから見た富裕アプローチの問題性

から免れているとは言えない²²⁾。

なお、センは、『資本論』における物神崇拜論や『ゴータ綱領批判』における分配論にも言及しているが、それについては次節以降で触れる。

Ⅲ 状態概念としての福祉

セン自身の福祉概念（状態概念）は、どのような内容をもつのか。それを、さしあたり、そのエッセンスを集約した前掲『福祉の経済学』に拠りつつ、概観しておこう。

センは、福祉 well-being を文字通り、人間のよい (well) 状態 (being) に関わらせ、ひとがなしうること、なりうるものという達成機能からみた、その存在のよさ（人が価値を見出すものを実現すること）と捉える。そして、それを計測することは、ひとの存在と生活の質を、つまり人が実現に成功する生き方を「内省」的判断によって「評価」することである。その際、実現ないし選択された機能 functionings だけが評価対象になるばかりでなく、潜在的に達成ないし選択可能な機能の組み合わせ（「潜在能力集合 capability set」≡「福祉的自由 well-being freedom」ないし「好機 advantage²³⁾」）も評価対象になる。具体的な機能としては、長寿、栄養、基礎的健康、疾病の防除、識字などの基礎的諸機能（長生きする能力、幼児・児童期の死亡を避ける能力、十分な栄養を受ける能力、読み書き能力）から、友人をもてなす能力、会いたいと思う人の近くにいる能力、地域生活に参加する能力、文学的・文化的・知性的探求や休暇・旅行に関わる諸機能など、豊かな国でも個人間差異の大きい複雑な諸機能にいたる多様な諸機能が挙げられる（このなかには、諸機能の一つとして、幸福であること being happy も含まれる）。

さて、達成された諸機能ないし達成可能な諸機能（潜在能力）をどう評価するか、ということが次に問題になるが、センによれば、それは機能のランクづけを意味する。形式的な表現としては、ある個人が所有する財ベクトル→その財ベクトルを特性ベクトルに変換する関数→財の特性ベクトルを機能ベクトルに変換する利用（機能）関数→機能ベクトルの価値を表現する評価関数、とい

うように、財の所有から機能評価にいたる一連の関数が与えられる²⁴⁾。その際、ある個人においても、個人間においても、諸々の機能（ないし生き方）を完全にランクづける（優劣をつける）ことができるという完備性の保証はない。しかし、完備性を望めないにせよ、最低限主張できる（ないし論争の余地のない）不完備な部分順序が成立可能である、という。例えば、諸機能の組み合わせ（ないし生き方）がA, B, C, Dの4通りあるとして、BとCの間のランキングは不可能だとしても、B, Cに比べてAが明らかに優位にあり、Dが明らかに劣位にある、というように、部分順序が成立する領域があり、しかも、理性的な内省によってその領域を拡張することも可能である。こうして、センは完備性に固執する（裏返せば、不可能性の主張につながるだろう）よりも、部分順序を受容することに（現実的な）意義を認めている。

以上が、センの福祉に対するアプローチの基本的特徴であるが、従来のアプローチとの違いはどこにあるのか。とりわけ、彼が批判の対象に据えるのが、「富裕アプローチ」と「効用アプローチ」である。

富裕アプローチは、福祉を人の財貨支配権や実質所得に反映されるものと考え、それは福祉と裕かさを、人の状態と人の所有を混同するものである、という。たとえば、ある人が栄養摂取を困難にする寄生虫性疾患を患っていれば、十分過ぎるほどの食物が与えられても栄養不良に苦しむかもしれないし、同じ財の組み合わせ（例えば自転車とパソコン）が与えられても、健常者ならそれをを用いてなしうる多くのことを障害者はなしえないかもしれないのであり、人の福祉を理解するためには、財の所有ばかりでなく、それをを用いて何をなしうるかにまで考察を及ぼさなければならない²⁵⁾。財貨の支配は福祉という目的の手段にすぎないのであって、それ自体を目的視することは「物神崇拜」の罠に陥ることを意味する²⁶⁾。

一方、効用アプローチは、福祉を満足ないし幸福、あるいは欲望充足と同一視するが、幸福であることや快樂をもつことは、人が価値を見出すものを実現することの一つの帰結にはなりえても、それら自体には評価が含まれていない。つまり、効用アプローチは、その人自らの評価作業（ある種の生き方を他の生き方と比較して評価しようとする知的活動）への直接的な言及を避けている

(評価の無視)という欠陥を有する。たとえば、個人1が個人2よりも一層幸福である(または欲望充足の程度が高い)が、二人が共に価値を認める機能の実現程度において個人1は個人2に劣る(たとえば、栄養不足であるとか、病気であるとか、まともな教育を受けていない)場合、評価が重要になる後者のケースを効用アプローチは扱えない。また、効用アプローチは、全面的に人の精神的態度に基礎をおくため、物理的な条件を無視する傾向が強い。たとえば、食物に欠乏し栄養不良であり、家もなく病いに伏せる人が、わずかな施しにも喜びを感じるような習性(欲望を「現実的」なものに铸込む傾向; 適応的選好形成)を身につけているならば、幸福や欲望充足の次元では(もっと屈託のない環境に育った他の人よりも)高い位置にいることが可能であるが、その人のおかれている状況は無視される。さらに、効用アプローチは、選好と選択、利益、厚生といった本来異なる諸概念の間で矛盾を顕示しない人間像(その限りでは合理的ではあるが、社会的には愚者に近い経済人)を想定するが²⁷⁾、たとえば、ある個人がX(高い効用をもたらす選択肢)を選べるにもかかわらず、敢えてY(低い効用しかもたらさない選択肢)を選ぶという「反・選好的な選択」行動を説明できない。

以上のように、センは富裕アプローチも効用アプローチも批判の対象に据え、潜在能力アプローチの重要性を示唆するわけだが、批判される両アプローチが経済学方法論の二大潮流でもあることを考えると、福祉概念に焦点を当てつつも、「経済学批判」にまで踏み込んでいると言える。ただし、彼は両アプローチを否定しているわけではなく、福祉を生み出す源泉としての富裕の重要性、福祉を証拠立てるうえでの効用の重要性を認めており、財貨を所有してから欲望充足にいたるプロセス[財貨→機能→欲望充足]において、とりわけ見落とされがちな媒介項である「機能」(どのような価値ある生き方ができているかという生の質)を福祉の本質としてクローズアップさせている、と見ることができよう²⁸⁾。

それでは、セン独特の用語法としての「福祉」、「機能」、「潜在能力」は、権利や自由とどのような関わりがあるのであろうか。その関係についても、セン独特の考え方が示されるのだが²⁹⁾、議論がそのような広がりを見せる場合、機

能とその潜在能力という概念は、福祉との関連を維持しつつも、より広い視野から捉え返される。とりわけ、「行為主体性 agency」に着目することを通じて、個人自身にとっての福祉の追及以外の行為の実現とその自由度も、機能と潜在能力の範疇に包摂されてゆく。

センは、形式的、手続き的な権利よりも実質的、実効的な権利を重視する。また、自由を手段視することを批判しつつ、目的としての自由を強調するが、その際、「消極的な自由」（いわば、～されない自由、～することを妨げられない自由）だけでなく「積極的な自由」（いわば、～する自由、～をなす自由）の重要性に着目する（ただし、消極的自由を否定、軽視するわけではない）。そして、とりわけ積極的な自由のなかには、自己自身の生の質を高めることに関わる「福祉的自由 well-being freedom」とそれ以外の「行為主体としての自由（主体的行為の自由）agency freedom」が包含される。それらの自由をどれだけでもつかうが、人間の潜在能力の豊かさを決め、また、それを実現すること（機能）が、目的としての（帰結を重視する）権利の実現を意味する。なぜなら、権利剥奪 deprivation が潜在能力（自由度）を損なうこととして捉えられ、逆に、さまざまな自由を保障することがさまざまな権利を保障することにつながるからである³⁰⁾。

センが実質的、実効的な権利を重視するのは、R.ノージックのように、手続き的な（procedural）権利だけを尊重すれば、手続き上の規則に従ったかどうかだけが問題にされ、その帰結（consequence）が無視されるからである³¹⁾。また、センが自由を、実際の機能実現とは別にそれ自体として重視するのは、たとえば、やむをえず特定の選択肢しかもたない人と、それ以外のより多くの選択肢をもつ人を比較する場合、その特定の機能状態に関してのみ両者は同様であったとしても、全体としての行為の自由度（余裕）からみた生きざまの評価は異なるからである。それは、機能の特徴づけを洗練することに関わり、例えば、非常に貧しいがゆえに飢えざるをえない人Aと、飢えないでいられる自由があるにもかかわらず断食によって敢えて飢えている人Bとでは、苦しみ misery という点では違いがないとしても、生の質は異なる³²⁾。自由それ自体の意義を認めることは、効用に排他的な関心を寄せ、自由や権利などの非効用情

報を排除するか、それを効用目的からのみ手段視する効用主義またはパレート主義（自由の尊重と対立することもありうる）の問題点を浮き上がらせることにもなる³³⁾。

さらに、積極的自由が重視されるのは、平等を皮相的に捉えるのではなく実質的に評価するうえで不可欠だからである。「功利主義的な平等」は、効用総和の最大化に関心を集中するために、たとえば、同じ所得から、より少ない効用しか得られない（効用の生産効率が劣る）障害者よりも多くの効用を引き出す（効用の生産効率が優る）快樂名人に対してより多くの所得を与えることを正当化することになる。また、J.ロールズの主張する「基本財の平等」では、同じ財を与えられても享受能力やニーズの異なる人間の多様性を捕捉できない（その限りで、センのいう「物神崇拜」の傾向を免れない）。そこで、「基本的潜在能力 basic capability」（身体障害者の場合、移動する能力、必要な栄養を摂取する能力、社会生活に参加する能力などが重要になる）の平等が主張されるが、それは、いわば「～しうる、～になりうる」という積極的自由を求めることになる³⁴⁾。

しかし、それ自体としての意義を認められる自由は、個々人自身に関わる福祉的自由だけを含意するものではなく、「行為主体としての自由 agency freedom」をも包摂する。たとえば、眼前で溺れかけているAを救助するBは、自分の福祉的自由が制限されることになっても、行為主体的自由を享受しつつ主体的行為を達成することになるし、逆に、BがAを突き離せば、責任ある主体的行為者であることに失敗することになる（agency failure）。そのように主体的行為者性を重視することは、人格 person の福祉的局面 well-being aspect と行為者の局面 agency aspect を区別できないまま、福祉的局面だけに基づいて規範的評価を動機づけようとし、しかも、福祉についての欠陥のある（かつ体系的に偏った）見解を提供する功利主義の限界を浮き上がらせることにもなる³⁵⁾。

福祉的自由と行為主体的自由は、人格に関連する好機 advantage ないし潜在能力の概念のなかに包摂されるが³⁶⁾、それを実現することが権利実現を意味する。なぜなら、権利剥奪は自由（自分の状態を自分で評価する自由や現状を

変革する可能性を含む)が損なわれていることに起因し³⁷⁾、逆に、「思想の自由は表現の自由を意味し、報道の自由は大量の情報へのアクセスに等しく、自分の職場を選択する自由はその人のフレキシビリティを増大させる、等々」というように自由の増大は権利の増大と結びついているからである³⁸⁾。

以上のように、センは、経済学に足場を据えつつ社会倫理学やその他の学問分野との境界線を「超学」的に「侵犯」することを通じて³⁹⁾、福祉概念を「機能」と「潜在能力」で再構成し、さらに、それと自由、権利、行為主体性との関係をも見定めようとしている。そのアプローチの中心にある問題意識は、人間の生の質を問うことであり、経済学が削ぎ落としてきた人格の諸側面を中心的な概念として復権させることである。

私見では、センのそのような積極的な側面に学びつつも、財と機能の関係、機能と満足・欲望充足の関係、満足・欲望充足と評価の関係、福祉と主体的行為の関係、潜在能力と権利の関係などをめぐる疑問点があるが、それらは次節を経たうえで、5節でまとめて取り上げたい。

IV 政策・手段概念としての福祉

前節では、センの状態概念としての福祉をおもに取り上げたが、同時に、センは、政策（政策という言葉が使われている場合もそうでない場合も含めて）ないし社会的諸手段としての福祉のあり方を探求するなかで、政策・手段指向的な福祉概念をも形成しつつある。

まず、センが理論分析を通じて政策的な問題として浮き上がらせるのが、前節でも言及したように、分配の不平等という問題である⁴⁰⁾。彼は、功利主義的なアプローチが個人の効用の和の最大化に関心を集中するため、個人間の分配の不平等を扱えず、むしろ、効用の生産効率の高い者への所得追加を正当化することによって不平等を拡大すること⁴¹⁾、「同一の効用関数」という仮定を導入しても、個人間の厚生水準に差がある、という人間の多様性の現実を無視することになる、と批判する。そこで、彼は「公正の弱公理 The Weak Equity Axiom」（どのような所得額に対しても、個人*i*の厚生水準は個人*j*の水準を

下回るものとする。一定額の所得を i と j とを含む n 人の個人の間には分配するとき、最適な分配は、個人 j よりも個人 i に対して、より多くの所得を与えなければならない（を提起するが⁴²⁾、後には、この公理が「不必要なほど厳しい要求を課していた」ことを認め⁴³⁾、むしろ、前述の「基本的潜在能力の平等」の方へシフトしている。

「基本的潜在能力の平等」に関わって、あるいは、それを主張する伏線として、センが注目しているのが、必要度に応じた分配、という考え方である。所得分配の基準としては、「必要度に応じた分配」と「働き（功績あるいは貢献度）に応じた分配」という二つの考え方があるが、「働き」のインセンティブ指向的な解釈は手段に結びつくのに対し、必要の充足は目的自体になること、「働き」のメリット指向的な解釈は、サリドマイド児や高齢者や体の弱い人などにより少ない所得を与える結果を導くこと、等の理由により、センは、不平等の評価基準としては「必要度に応じた分配」の方にプライオリティを与える⁴⁴⁾。

次に、センは、個人の自由への「社会的コミットメント（関与・肩入れ）」という概念を使いながら、個人の福祉が社会的な対応（積極的な価値づけや、それに基づく行動）によって保護されることを示唆する⁴⁵⁾。「社会的コミットメント」の概念が提起されるに先立ち、すでに、個人の行動に即して「コミットメント」の概念が提示されていたが⁴⁶⁾、そこでは、「コミットメント」が、「その人の手の届く他の選択肢よりも低いレベルの個人的厚生をもたらすということ、本人自身が分かっているような行為を〔他人への顧慮ゆえに〕選択すること、として定義づけられている。それは、反・選好的な選択を含む非・利己的な行為であり、その意味で、コミットメントは前述の「主体的行為」に近い概念と言えるだろう。そのようなコミットメントが重要になる領域は公共財の領域である、という。なぜなら、経済理論は公共財の分配に関して、人々が常に（または、しばしば）自分の取り分（または、期待効用）を最大化することを想定するが（フリーライダー問題につながる）、現実には、それとは異なる行為もなされるからである。

これに対して、「社会的コミットメント」とは、社会（の人々）が何らかの

評価項目に対して積極的な価値づけを行うことであるが、同時に、そのような中心的価値は社会の仕組みによって規定される所産でもある。そして、その中心価値の一つが個人の自由（異なるかたちの生を追求しうる自由、多様な人間的機能からなる選択可能な生活）なのである⁴⁷⁾。たとえば、独立後のインドで飢饉が発生していないのは、組織的・計画的な公共的介入政策が行われたからであり、それを支えたのが複数政党制と報道の自由である（逆に、1943年のベンガル飢饉の原因は食糧供給の低下ではなく飢饉対策規定の不履行であった）。つまり、新聞や反対政党による批判、出版、世論への訴えという消極的自由の保障が、被害を受けやすい住民の、生き続けるという基本的な積極的自由を保障することにつながったのである。また、一人当たりGNPで世界2位でありながら平均寿命で13位のアメリカで、（大人になるまで死ぬことなく生活し続けるという積極的自由を含む）個人の自由に社会的コミットメントが与えられるなら、ヘルスケアの配備等に注目せざるをえなくなる。このように、個人の自由に社会的コミットメントが行われるならば、人々の潜在能力の促進が重要視されることとなり、逆に、その促進具合によって社会の仕組みが評価・選択されることになる。

センは、さらに「社会保障に向けた公共的活動」という概念を使って、より具体的に、政策・手段指向的な福祉概念の形成に進んでゆく⁴⁸⁾。その際、貧困を「(人間の発達) 段階 stage の中心を占めるような一定の基礎的諸機能の最低水準を達成する潜在能力をもち損なうこと」と定義づけ、社会保障を、「権利剥奪 deprivation およびそれを被りやすいこと vulnerability to deprivation を防止するための社会的な手段」として捉えている⁴⁹⁾。このような（評価を組み込んだ）貧困概念は、ここでも、人々の生活実態に迫れない主観主義的なアプローチや実質所得アプローチと対比される。

そして、社会保障には、「保護 protection」と「促進 promotion」という二つの局面があるという。前者は生活水準一般、とりわけ基礎的な生活条件の低落を防止することに関わり、飢饉や突然の経済危機、急激な景気後退の際に重要になる。後者の促進的な社会保障は、ふつうの生活条件を高めたり、規則的、または持続的な権利剥奪や貧困に対処することを目的とする。前者の局面

では、行政システムが人々の失われた権原 entitlements を回復することに組織的に取り組むこと、そして、その行政システムが必要に応じて動くことを促す政治システムが重要である、としたうえで、官僚主義的なチャネルを通じた食糧供給よりも現金補助の方が速効性があること、包括的な飢饉対策としては雇用創出が決定的な役割を果たすこと、政府に危機を警告し迅速な対応をさせるうえで、新聞報道や民衆の抵抗といったオープンでインフォーマルな伝達チャネルがフォーマルな手続きや経済モデルを補うことなどが、さまざまな国の経験的事実に照らして指摘される。

後者の促進的社会保障は、さらに、「成長媒介的な保障 growth-mediated security」と「支援主導型の保障 support-led security」に区別される。そして、一人当たり GNP の増加に伴って生活水準を高めた国々は成長媒介的な保障の成功例に挙げられるが、その場合でも意識的な公共活動が作用していたし（イギリスや日本でも平均余命が顕著に伸びた期間には、雇用、食糧、保健などの公共活動が急速に拡張していた）、成長の果実を上手に社会的目標に生かさないうえに単に裕かさ opulence を追い求めた国は国民の生活向上に失敗している。他方、比較的低い成長率にもかかわらず、同じような所得水準の国々に比べて顕著に死亡率を引き下げた国々は支援主導的保障の可能性を示すものであるが、事実、保健サービス、教育施設、食糧補助、雇用プログラム、社会扶助といった生活関連の公共活動が作用していた。もっとも、支援主導型保障は成長目標を放棄するものではなく、事実、保健や教育を通じた生活の質の改善は労働生産性を高めている。逆に、経済成長は公共活動を持続させるうえで重要である。

こうして、センは、国民の生活の質を高めるうえで、公共活動の役割を強調するのであるが、その場合の公共活動とは、国家による「公衆のための」活動と、「公衆による」自分達自身のための活動の両方を含んでおり、政府だけでなく、社会的、政治的、人道主義的な諸々の非政府組織や個々人の間接的、直接的な生活保障活動が重視される。

以上のように、政策・手段的な次元でのセンの福祉概念は、社会（の人々）が生活の幅や質の実質的改善に関わる自由や権利に積極的な価値づけを行ったうえで、実際に、人々の潜在的な生活能力が維持・拡充されるよう、または、

それが実現に向かうよう行われる公共的な諸々の保護・促進活動、と言えようが⁵⁰⁾、多分に規範的な性格の強い概念でもある。では、諸々の価値づけ（社会的コミットメント）の間にコンフリクトが生じる場合には、どうすればよいのか。

センはこの問題を、現代の社会・経済政策の中心をなす社会の公平性へのコミットメント（とくに、貧者、病弱者、高齢者、失業者のような市民に対する）と財政的配慮の必要性との間のコンフリクトを例にとりて考察している⁵¹⁾。その際、この公平性要求と財政保守主義の間のコンフリクトは相異なる善い事 good things の間のそれであって善事と悪事との間でのそれではないことが強調される。財政赤字の抑制とマクロ経済的安定性を求める財政保守主義は、社会的弱者を放置してまで予算の赤字を完全に排除することを求める「反・赤字急進主義 anti-deficit radicalism」とは区別される。一方、「ヘルスケア、基礎的教育、貧困の防止や社会保障への社会的コミットメントの重要性は、これらの重要なコミットメントに必要な資金が（軍事支出や非効率な公企業の損失を支えることなどを含む）他の目的のための資金と競合せざるをえないという事実によって曇らされないだろう」という。そして、公平性要求と財政保守主義とのジレンマを解決してゆくためには、両者のバランスを決める意思決定過程へ参加する自由（センのいう消極的自由）が保障されることが決定的に重要であり、参加の機会自体が基本的な社会的コミットメントの一つである。経済学者は代替的な公共活動の費用と便益を説明することができるが、基本的に重要なことはオープンな議論であり、そこでは聖域は設けられない。民主的でオープンな議論の重要性は、フランスのシラク政権が議論を尽くさない一方的な社会保障改革によって大衆の抵抗を招いたこと、ヨーロッパ経済の統合において赤字削減、通貨価値の維持、インフレの防止とならんでヨーロッパの失業と貧困を減らすことが公平に比較検討されていないこと、財政支出を削る公約をしたフランスが同時に核実験をしていたことなどを例に挙げつつ、確かめられる⁵²⁾。

このように、センは種々の価値対立を、参加の自由とオープンな議論を通じた民主的プロセスによって解決してゆくことを展望している。

V センの福祉経済思想をめぐる諸論点

センの福祉経済思想の特徴を、状態概念的な次元から政策・手段概念的な次元にいたる流れにおいてとらえてきたが、以下では、それぞれの次元で浮かび上がる意義と、疑問や課題を中心に、考察を加えてみたい。

従来、経済理論が扱う福祉概念と、社会政策上の福祉概念は、専門を異にする研究者によって別次元のものとして扱われる傾向が強く、相互交流は少なかったが、センは、機能とその潜在能力という概念を使って、状態概念としての福祉と政策・手段的な概念としての福祉を取り結ぼうとしている。すなわち、理論経済学次元において、効用アプローチや富裕アプローチと対比させる形で編み出した機能・潜在能力概念を新しい福祉概念として設定したうえで、政策・手段次元でも、貧困や権利剥奪を基礎的機能・潜在能力の失敗として捉え返すことによって貧困概念をも刷新し、さらに、それを保護・促進する公共活動を「社会保障」として定礎するわけだが、その「社会保障」にしても、機能・潜在能力を指向する独特の概念であることが示唆されるのである。

福祉を機能・潜在能力概念のなかへ包摂させたことの積極的な意義は、財貨とその利用から得られる欲求充足との間に位置するにもかかわらず見落とされてきた媒介項に中心的な光を当てたことのなかに求められる。センの想源に位置するスミスやマルクスは、人間の発達の側面を視野に収めることを忘れなかったが、それを経済学体系の局所ないし極点（マルクスの場合、ネガティブな極点とポジティブな極点の双方）に追いやっており、センのようにそれを財貨と欲求充足の間に明示的に位置づけ、経済学アプローチの中心的なツールに仕立て上げるまではいたっていない。生活・人生の真の豊かさを見極めようとするなら、人々が価値あるとみなしている生き方をどのように、どれほど達成し、また、その可能性がどれだけあるかを、その人の生活全体のなかで具体的に跡づけざるをえないという、ある意味では当然のことを経済学は怠りがちであった。もっとも、財貨の安定的な生産拡大、または、財貨消費に基づく効用からうかがえる限りでの人々の福祉を扱うのがそもそも経済学であり、それ以

外の要素を扱うことは戒めるべきだという見地からすれば⁵⁵⁾、センはたしかに、「経済学」を踏み越えようとしていると言えよう。

センのアプローチには、そのように新しいパラダイムを切り拓こうとする積極面があるが、同時にいくつかの疑問の余地もある。

第一に、センは、価値ある生き方・あり方の達成を機能として重視するが、Ⅲでみたように、その機能を財の特性からの変換ととらえ、基本的な変数を財においているが、財の所有が常に出発点に位置する（基本的変数として機能に影響を与える）とは限らず⁵⁴⁾、それを、常に機能を左右する基本的変数として位置づけることは、センが富裕アプローチを指して「物神崇拜」と批判することと抵触する側面を合わせもつことになるのではないだろうか。また、センは、基本的潜在能力の具体的一例として、「衣服をまとい雨風をしのぐための手段を入手する資力」を数えているが⁵⁵⁾、一方で財貨の所有と機能・能力を区別すべきことを説きながら、他方で財貨の所有を機能・能力に混入するのは矛盾であろう。

第二に、センは、効用アプローチを批判する文脈で、機能を満足・幸福ないし欲望充足から区別すべきであることを説き、福祉を満足や欲望などと一体視することを批判するが、果たしてそれらを区別し切れるであろうか。たしかに、たとえば、喫煙や飲酒が内臓を損なっていて、できればそれらを止めて健康に暮らすことが価値ある善き生き方であると認識している人が、それにもかかわらず欲望に負けてしまうような場合、評価された機能にこそ注目すべきことになろう。しかし、本人の生の存立を脅かすような欲望充足を別とすれば、価値あるものとして評価された生き方にも満足や欲求充足がつきまとうだけでなく、評価自体のなかにも混入してしまうことは避けられないであろう。セン自身、「ひとの福祉を判断するために結局のところ最も重要な基礎はそのひと自身の主観的評価である」と述べているが⁵⁶⁾、そうだとすれば、その評価がたとえ「自省と判断」に基づくものであっても、満足・幸福ないし欲望充足といったものが評価自体のなかに混入する（あるいは、中心的な位置を占めさせる）ことは避けられないだろうし、完全なる禁欲・反満足主義（そのようなものがあるとして）を追及するのではない限り、そのような混入を取って避ける必要も

ないだろう。たとえば、価値ある生き方として、何らかの速効的で低次元の欲望充足を断念して、より高次または高尚な目的にむけて努力する生き方が選択される場合でも、そこでは、より高次元の（または、洗練された）満足・欲望充足（たとえば、文化的な欲求や、社会的な評価を受けたいという欲求）が内在しているはずである⁵⁷⁾。すでに2節で触れたように、センが想源とみなしているアリストテレスにしても、人間の最も卓越した機能である知性的な活動自身のうちに快樂を含んでおり、快樂がその活動そのものを増進させることを説いている。できれば「こういう人間になりたい」、「ああいう人間でありたい」、「こういう生き方をめざしたい」という評価、ないしそれを契機とする行為のなかには、すでに「～したい」という欲望が混入しているのである。断食などの修行的行為さえ、何らかの宗教的な次元の理念をめざして自分を高め、磨きたいという自己満足の追及と言えないだろうか。

さらに言えば、センが効用アプローチ批判としてよく引き合いに出す、欲望が現実的なものに铸こまれて不満が表面化しないという事態（適応的選好形成）にしても、顕示された選好を表面的になぞる（効用アプローチがするように）だけでなく、よりよい機能の情報を与えられたり、体験を味わったり、センがいうように内省的な評価を下したり、実際に自分の生活の質を高めることが可能になる際に、隠された欲望が表出するとすれば、それは、より多くの欲望が潜在していたことを意味する。つまり、センが機能に潜在能力を対応させるように、欲望に対しても、いわば潜在的欲望が存在するのであり、そう考えれば、人間の生き方を捕捉するうえで、欲望（潜在的なものをふくむ）の射程範囲はさらに広がりをもつことがわかる。評価を込められた機能実現に、様々な次元の欲望が内在しているのと同様、潜在能力にも潜在的欲望が対応しているわけである。そのことは、財についてもある程度言えることであり、センは、財貨の所有・支配が機能実現に結びつかない例として、同じ財を与えられても、健全者と障害者との間に違いが生じることを挙げているが、家が障害者向けに改造されたり、パソコンが発声だけに反応して作動するように改良されたりしているように、財にも、改良の余地という、いわば「潜在能力」があるのである⁵⁸⁾。その場合、健全者の用いる財とまったく同一のものではなくなるが、そ

のままでは障害者にとって利用困難な財であれば、そもそも選択購入されたり、給付されたりしないであろう（したがって、財の「潜在能力」を拡張することこそが課題となる）。

センは、「幸福（happiness）という意味での効用は、ひとの福祉に関連をもつ重要な機能のリストに含められる十分な資格をもっている」というが⁵⁰¹、一方で、幸福ないし効用を機能と区別すべきことを主張しながら、他方で、幸福であることが機能リストに含められるというのでは、矛盾であろう。また、上述のように、財の所有が機能に含められることを例示しているのも、財の所有と機能を区別すべきだという主張に抵触する。このような矛盾が生じるのも、いま述べたように、欲望（ないし満足や幸福）と潜在的欲望、財の顕在的・潜在的能力というものを考えれば、それらが、機能とその潜在能力というものとほとんどパラレルな位置関係にあり、区別しきれないこと（とりわけ、機能と欲望が密接に結びついていること）と関係がある。もちろん、欲望、財の所有、機能が同一概念であることを言っているのではない。また、人が何を価値あるものとみなし、それをどのように実現しようとしているかを見きわめることの重要性に異議を唱えているのでもない。問題は、欲望充足や財の所有とは区別された意味での（評価された）機能こそが福祉であり、前二者を副次的なものとして扱うことに、セン自身の主観的なバイアスが入りこんでいるという点にある。それを否定するかのように、幸福や財の所有をも機能の一部に数えようとする矛盾した記述が行われるが、それが矛盾でないとすれば、機能概念が無限定に拡大してしまうことになり、効用アプローチや富裕アプローチと対置させて機能概念を措定することの意味が希薄になってしまう。

そのような問題を避けるためには、（センが他のアプローチと対比させつつ行ったように）機能概念を独自に定立させつつも、しかも、それが欲望や財の所有と分かちがたく結びついており、機能、欲望、財の所有のいずれもが（機能だけではなく）、人の福祉を構成しあっている（個々人の福祉内部で、それら三者それぞれの占める比重が時や状況に応じて異なるにせよ）ことを正当に認めるべきだろう。

第三に、福祉と主体的行為の関係について、センは、両者が相互依存的であ

ることを認めつつも、後者は「彼または彼女自身の」福祉の増進以外の目的をもつがゆえに、前者を包含する、より広い概念として捉えているが⁶⁰⁾、そのような捉え方にも疑問が生じる。なぜなら、価値ある（善き）ものとして評価された生き方・あり方を実現すること（機能実現）が福祉であるならば、それには、当然、他人との関係において達成される利己的でない生き方・あり方も（自分自身の善き生き方・あり方として）含まれるからである。そうすると、福祉と主体的行為の区別も曖昧になり、さらに、上述のように、価値あるものとして評価された生き方には、何らかの次元の欲望や満足が伴うことが避けられないとすれば、それらとの間に明確な区別を設けることも難しくなる。現に、センは、福祉的機能に、「自尊の達成 achieving self-respect」を含めているが⁶¹⁾、それは、①満足を伴いつつも、②利己的でない、③自らの善き生き方の存在を示唆するものである。たとえば、他人が窮地に陥っているのを助けることは、それが自らの善き生き方として評価・選択されたことに基づき、しかも、その生き方・評価は、助けないことを潔しとしない自尊心という名の満足によって支えられているであろう。逆に、そのような生き方を評価している人が、もし、助けないで見放せば、そのような自分自身を許せないものとして後悔し（自尊心を損ない）、不満を覚え、自分自身の生き方・あり方は善くなかったと評価するであろう。

第四に、社会を構成する個々人がそれぞれの善き生き方を追及するなかで、社会的意思決定として（つまり、公共的に保護・促進する対象として）、多様な機能ないし潜在能力のうち、どこまでを認知し、また、どの程度、認知できるのか、という問題がある⁶²⁾。長生きする能力、幼児・児童期の死亡を避ける能力、読み書き能力、一貫した教育を享受する能力などは、センがデータを示しているように⁶³⁾、平均余命、幼児・児童死亡率、大人識字率、高等教育進学率などで示されるし（ただし、その他の多くの潜在能力を無視しているとして、そのデータの限界が指摘される）、それらの能力を基本的潜在能力として保護・促進することに（部分順序として）政策的なプライオリティを与えることについて社会的な合意を得ることも難しくはないであろう。しかし、「友人をもてなす能力・会いたいと思うひとの近くにいる能力・コミュニティ生活において

役割を果たす能力」などは⁶⁴⁾、それが、効用アプローチや富裕アプローチを批判するための単なるレトリックとして挙示されているのでないとするれば、指標化するのが困難であろうし、可能だとしても、少なくとも基本的潜在能力として平等化を図るのは現実的と言えないだろう（生活の質を高めるうえで、それらが重要だと多くの人が認めるとしても）。また、ガートナーが指摘するように、「良質の衣服を廉価で利用できること」が「恥じることなく公の場に現れること」を容易にし、より大きなアパートが友人をもてなす可能性を与え、余暇活動への支出が社会的統合の程度を表現するなど解釈したり、環境への負荷がより少ない洗剤が福祉的自由を増すなどと解釈したりすることによって、機能を財で間接的に把握しようとするならば、富裕アプローチに近づくことになる⁶⁵⁾。一つの方法として、朝日が提案するように、「考えられるあらゆるケイパビリティをリストアップして、アンケート調査を行い、その結果、上位にランクづけられたケイパビリティを尺度に選ぶ」ということも考えられるだろう⁶⁶⁾。しかし、「幸福であること」や「自尊の達成」のような項目が上位にランクづけられても、それ自体としては、公共的な対応は不可能であろうし、そもそも性格的に社会的関与に馴染みにくい。結局のところ、さしあたり、通常の意味での社会保障やそれを補足する生活関連政策が対象とするような生活諸機能が、社会的に保護・促進すべきものとして残ることになるだろう。もっとも、センが指摘するように、それでさえ「財政保守主義」との緊張に晒されるだろうし、逆に、民主的な議論や理性的な判断を通じて、部分順序がそのような分野を越えて拡張される可能性もある。

第五に、そこで、伝統的な意味での社会保障や関連施策に限定した場合、センの機能アプローチの意義を具体的にどのように生かせるかが問われよう。伝統的な意味での社会保障にとらわれずに、その概念を柔軟に広げようとするセンの積極的な姿勢に学ばねばならないにせよ、他方、いわば足元からそのアプローチの適用可能性を探ることも、着実な体系化をめざすうえでは不可欠と考える。また、センが重視する「必要度に応じた分配」は、現実的には、社会保障的な分野に適合的な考え方である。その場合にも、機能だけでなく、それと密接な関係にある財貨の所有や満足・欲望をも、人々の福祉を構成する対等な

実体として正当に視野に収めることが、恣意的なパターンリズムを避けるうえで必要である。

たとえば、生活保護であれば、各家庭の構成員個々人の具体的な生活実情に合わせたケースワークが必要であるが、保護要件として資産、労働能力、扶養義務をチェックする際、近年の日本で問題化しているように、過度の資産処分を求めることがかえって生活の自立を阻害していること、病気で疲弊しているクライアントを強引に就労させるがかえって働く機能の回復を遅らせていること、扶養義務の遂行を機械的に強いることがクライアントの望む親族関係を損ない感情的なしこりを残していること、といった「帰結」の実相をふまえた改善が求められよう。また、クライアントが申請を望んでいるにもかかわらず申請用紙がなかなか給せられないのも問題である。

障害（基礎）年金についていえば、日本の場合、障害程度（1・2級）の評価基準が、生理学的・解剖学的評価ないし身辺処理能力に偏っていて、社会生活自立能力という包括的な評価基準になっていないため、稼働能力が相当に低くても3級以下とみなされれば機械的に切り捨てられたり、精神障害・知的障害・難病・内部障害の評価基準が曖昧になったり、発作性障害や神経症が対象外になったりしている⁶⁷⁾。障害者がどれほどの社会生活を営み得ているか、また、どのような点に不満を感じているか、という生活実態を考慮して給付の可否や水準が判定されるべきであり、また、実際に、判定された年金水準によって社会生活を首尾よく営め、基本的に満足が得られているか、という再評価も必要であろう。

介護についていえば、日本でも、高齢者や障害者の残存能力の活用、自己決定、生活自立・継続性という北欧諸国の実践的理念などを参考にして、肉体的・精神的能力の維持・回復を図ろうとするサービス努力が払われてきている。その場合、クライアント個々人の身体機能等の状態やレベルに合わせた排泄介助、入浴介助、食事介助や、福祉用具の活用などが図られる必要があるが、同時に、本人の羞恥心や嗜好への配慮も欠かせず、たとえば食事にしても、画一的ではなく本人の好みに合わせた食事メニューのオプション（たとえば、魚か肉か、固い飯か柔らかい飯か、大盛りか小盛りか、等）が工夫される必要があるし、

レクリエーション等についても同様のことが言える（現に、筆者は高知県の高齢者福祉サービス評価事業に参画しているが、そのような多様なサービス提供に積極的な老人ホームがいくつか見られた）。介護の場に関しても、入院治療を必要としない場合、病院に比べて在宅の方が、生活の質を高めるうえで望ましいが、その場合でも、クライアントとその家族の欲求・満足度への配慮が欠かせない。たとえば、高知県内のある村では、在宅サービスを推進するためにシルバーハウスを建てたが（デイサービスやホームヘルプサービスとの連携がすぐに取りれるように立地されている）、同じ村内でも自分の住み慣れた家（中心部から遠く離れ、在宅サービスを受けにくく、老朽化も進んでいる）を離れたくない、という高齢者の感情が作用して、入居が進んでいない。ホームヘルプにしても、専門家の眼から受けるべきだと判断しても、本人や家族があまり望まない（他人であるヘルパーを家に入れることに感情的な抵抗を示す）場合がある。あるいは、老人ホームにおいて、クライアントの自立性や生活の質を高めるという理由で個室化が推進されているが、寂しい等の理由で複数人数部屋がむしろ好まれることがよくある。これらの場合、サービス提供側がクライアント側に対して、専門的な見地からの必要性だけでなく、どうすれば満足が得られるかということも含めて、積極的な対話を働きかける必要がある。

なお、介護保険について、導入自体の認否、導入する場合の給付内容、費用負担、運営方法のあり方などをめぐって論議があるが、センが価値対立問題に関して強調するように、意思決定過程への市民参加とオープンな議論がどれほど保証・吸収されてきたかが政策評価を基本的に左右することになるだろう。

（注）

- 1) Sen, A. K., *Commodities and Capabilities*, Amsterdam : North Holland, 1985. 鈴村興太郎（訳）『福祉の経済学－財と潜在能力－』（岩波書店、1988年）の日本語版への序文 p. 2。ただし、同書本文中では、アリストテレスについてのそれ以上の言及はない。なお、セン自身が想源とみなしたアリストテレスやスミス、マルクスだけではなく、J.ラスキンやその影響を受けた河上肇らとセンの間にも類縁性があることを明らかにしようとしたものとして、池上惇『経済学－理論・歴

- 史・政策一』（青木書店、1991年、第4章、終章）がある。
- 2) Dreze, J. and A. Sen, “Public Action for Social Security : Foundations and Strategy,” in Ahmad, E., Dreze, J., Hills, J. and A. Sen, eds., *Social Security in Developing Countries*, Oxford : Clarendon Press, 1991, p. 7.
 - 3) Sen, A. K., “Capability and Well-Being,” in Nussbaum, M. C. and A. Sen, eds., *The Quality of Life*, Oxford : Clarendon Press, 1993, p. 30.
 - 4) Sen, “Capability and Well-Being”, op. cit., p. 46. なお、潜在能力アプローチとアリストテレスの関連づけについては、セン自身、ナスボウムの仕事を参考に行っている（Nussbaum, M., “Nature, Function and Capability : Aristotle on Political Distribution,” *Oxford Studies in Ancient Philosophy*, suppl. vol., 1988）。
 - 5) アリストテレス（高田三郎・訳）『ニコマコス倫理学（上・下）』（岩波書店、1971-73年）、とりわけ、上巻pp. 15-54、下巻pp. 170-192を参照。
 - 6) センと同様、高田三郎も、エウダイモニアの訳語として幸福ないし happiness が最適でないことを認めつつ、エウ・プラッティンと同様、well-being の同義語として理解すべきだ、と述べ、さらに、邦語の「幸福」が「幸福感」と結びつけて捉えられると、それは、アリストテレス的な用語法では、「快楽」に近くなる、と述べている（同上・下巻pp. 242-244）。センは、後述のように、福祉（well-being）を幸福、快楽、欲望充足といった概念と同一視すること（効用アプローチ）を一貫して批判している。
 - 7) このような主張は、「完全で自足的な生活のために家族や氏族が善き生活において共同する時、始めて国が存」立し、逆に、国（ポリス）は、「善きもの」「善き生活」を目的とする、という『政治学』の主張と相通ずる。アリストテレス（山本光雄・訳）『政治学』（岩波書店、1961年）pp. 31-35, 145を参照
 - 8) このような相違があることは、セン自身、機能に関わる価値づけをアリストテレスのように一義的なものとして完成させる必要はない、という文脈で示唆している（Sen, “Capability and Well-Being,” op. cit., pp. 46-48）。
 - 9) アリストテレス・前掲『ニコマコス倫理学』（上）pp. 23-24。セン自身、経済学が、より深いレベルでは、富の追求よりも基本的な目標とリンクしているという文脈のなかで、この部分を引用している（Sen, *On Ethics and Economics*, Basil Blackwell, 1987, p. 3）。なお、財貨の獲得が、とりわけ貨幣の発明を通じて、自足的、自然的なレベルを越えて無限の自己目的な蓄財と化す場合、アリストテレスの批判はいっそう強くなる。（前掲・アリストテレス『政治学』pp. 47-57）。
 - 10) 前掲・セン『福祉の経済学』p. 66
 - 11) Dreze, J. and A. Sen, “Public Action for Social Security,” op. cit. p. 7
 - 12) アダム・スミス（大河内一男監訳）『国富論』（中央公論社、1978年）pp. 298-

- 13) 前掲・スミス『国富論』I pp. 20-23
- 14) 同上III pp. 142-154。ただし、センがこの部分に直接、具体的に言及しているわけではない。
- 15) Sen, *On Ethics and Economics*, op. cit., pp. 22-28.
- 16) センが、「スミスイアン」的立場を代表するものとして引用している『国富論』の「われわれが自分たちの食事をとるのは、肉屋や酒屋やパン屋の博愛心によるのではなく、かれら自身の利害にたいする彼らの関心による。われわれが呼びかけるのは、かれらの博愛的な感情に対してではなく、かれらの自愛心にたいしてであり…」という部分（前掲・邦訳書I, p. 26）にしても、他人の利己心への共感が介在しているであろう。内田は、「共感する能力」と「共感獲得本能」という二重の意味の共感が利己心と結びつき、相互に規定しあっている、という（内田義彦『社会認識の歩み』岩波書店、1971年、p. 160）。なお、水田は、『道徳感情論』第6版（1790）で、中流・下流の階級においては、富への道が徳への道に一致している（それを秩序づけるのはやはり共感である）、という文言が新たに追加されていることに、『国富論』の影響をみている（水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房、1973年、p. 96、および訳者解説 p. 537, 539）。
- 17) スミスは、（ストア派がいうように）人間が利己的情念を抑えて「完全な」ものであろうとすることが、「めったにおこらない」、「事実からはるかに遠い」ことを指摘している（前掲『道徳感情論』pp. 206-207）。
- 18) スミス・前掲『国富論』I, pp. 226-230。また、「あらゆる種類の動物は、その生活資料に比例して自然に増殖する。そして、どんな種類の動物も、これを超えて増殖することはできない。だが、人類の文明社会では、生活資料の乏しさが人間種族の増殖に限界を設定しうるのは、低い階層の人々のあいだだけのことであって、しかもそういうことができるのは、かれらの多産的な結婚から生れる子供の大部分を死亡させるという方法以外にはないのである」という、マルサスの貧困観に相通ずる文言も見られる（同 p. 135）。
- 19) カール・マルクス（藤野渉・訳）『経済学・哲学手稿』（大月書店、1963年）pp. 150-163
- 20) カール・マルクス（高木幸二郎・監訳）『経済学批判要綱』（大月書店、1961年）pp. 653-662。なお、『要綱』における自由時間論を積極的に評価したものとして、例えば、山田鋭夫『経済学批判の近代像』（有斐閣、1985年）pp. 333-337, 365-370を参照。
- 21) カール・マルクス（岡崎次郎・訳）『資本論』[8]（大月書店、1972年）pp. 338-339
- 22) スミスに関して付言すれば、彼は「労働貧民の状態、すなわち大多数の人民の状態が最も幸福で最も快適であるように思われるのは…富のいっそうの獲得をめざして前進している発展的状态にあるときである」「実際のところ、発展的状态こそ社

- 会のすべての階級にとって、楽しく健全な状態である」と述べて、人間社会における富の獲得＝経済発展の重要性を強調している（前掲『国富論』Ⅰ，p. 138）。
- 23) センは、前掲『福祉の経済学』のなかでは、「好機（機会集合）」を福祉に関わらせて「福祉的自由」に近い概念として示しているが（p. 15, 73），厳密には、前者は、後者を含むより広い概念であるとする。それは、人の目標全体のなかには、福祉の追及以外の目的（行為主体としての目標 agency goals）も含まれているというセンの認識に関わっており、好機は、「福祉の達成 well-being achievement」，「主体的な行為達成 agency achievement」，「福祉的自由 well-being freedom」，「行為主体としての自由 agency freedom」を含む包括的な概念である，とする（Sen, “Capability and Well-Being,” op. cit. pp. 35-36）。このような分類は、本節後述部分とも関わってくる。
- 24) 詳細については、セン・前掲『福祉の経済学』第2章を参照。
- 25) また、センは、財貨の富裕（一人当たり GNP）ではあまり変わらない国々の間でも、平均余命、乳幼児死亡率、成人識字率、高等教育進学率などの諸機能指標では格差が見られることを実証的に示し、富裕アプローチの限界を浮き上がらせようとしている（同上書・補論 A）。
- 26) センは、財貨は人の役に立つという理由で価値があるのではなく、それ自体として価値あるものだとみなしてしまうことを、マルクスの物神崇拜論と同一視している（同上 pp. 44-45）。しかし、マルクスの物神崇拜論は、商品生産社会では、生産者の労働の同等待性が同じ価値物として現れ、労働量が商品価値の大きさとして現れ、彼と社会的総労働との関係が商品と商品との関係として現れるために、人々の社会関係が、人間の手の生産物にすぎないはずの商品どうしの関係として表象することを言うものであるし、しかも、それはマルクス流の価値論をベースにして論じられている（前掲・マルクス『資本論』[1] pp. 133-154）。したがって、二人の間には差異（ないし誤解）がある。
- 27) Sen, A. K., *Choice, Welfare and Measurement*, Oxford : Basil Blackwell, 1982. 大庭健・川本隆史（訳）『合理的な愚か者』（勁草書房，1989年）pp. 145-146を参照。なお、センは、主流経済学が考える「合理性」は、このような選択の内的一貫性という意味以外に、私益の最大化という意味で用いられる場合もあることを指摘している。後者の場合でも、私益を追求することだけが合理的であり、それ以外のもの（倫理的な行動動機）は不合理であると主張することに根拠がないことが示唆されている。Sen, *On Ethics and Economics*, op. cit., pp. 12-15.
- 28) 鈴村は、センが、厚生主義的アプローチがもつ主観主義的バイアスと富裕アプローチがもつ客観主義的バイアスを巧みに避け、「ひとの主観的特性とその客観的制約のいずれにも、福祉の形成において果たすべき役割を適確に指定していることに注目すべきである」と述べている（鈴村興太郎「アマルティア・センー福祉の潜在能力アプローチ」社会保障研究所編『社会保障論の新潮流』有斐閣，1995年）。な

お、岩崎は、福祉と財、効用の位置づけについてのセンの理解が、「富は福祉の源泉であり、福祉は幸福の源泉であろう」とするT.H.マーシャルの理解に近いことを指摘している（岩崎晋也 「社会福祉と自由原理の関係について—J. S. ミル・L. T. ホブハウス・A. センの比較検討—」（日本社会福祉学会『社会福祉学』第38-1号, 1997年）。もっとも、その場合のマーシャルの「福祉」概念自体は、欠乏の充足ないし政策概念を指向しているようにも取れるが、必ずしも明確ではなく、少なくとも、センのような福祉概念を含意しているわけではない。T. H. マーシャル（岡田藤太郎・訳）『福祉国家・福祉社会の基礎理論』（相川書房, 1989年）第3章を参照。

29) これについては、すでに取り上げた文献のほか、以下の、センの諸文献、およびそれらを解説、整理した文献などを参照。

- ・ “Rights and Agency,” *Philosophy and Public Affairs* 11 (1982) ,pp. 3-39
- ・ “Rights and Capabilities,” in Ted Honderich ed., *Morality and Objectivity*, (Routledge & Kegan Paul, 1985) ,pp. 130-148
- ・ “Well-being, Agency and Freedom,” *The Journal of Philosophy.*, vol. 82, no. 4, (1985) ,pp. 169-221
- ・ “Rights as Goals,” in S. Guest and A. Milne (eds.) , *Equality and Discrimination : Essays in Freedom and Justice*, Frantz Steiner, 1985
- ・ 川本隆史「A. セン『権利と能力』」（『理想』1985年11月号, No.630）
- ・ 大庭健「A. セン『いい人生・行為主体・自由』」（『理想』1986年2・3月号, No. 633）
- ・ 小林公「権利概念に関する一考察」（原秀男ほか編『法の理論』7, 成文堂, 1986年）
- ・ 若松良樹「人権の基礎としての主体性についての一考察（一）」京都大学『法学論叢』1987年, 121巻6号）
- ・ 若松良樹「A. センの権利論」（日本法哲学会『功利主義と法理論（法哲学年報1987）』有斐閣, 1988年）

30) 小林は、「センの言う＜capability＞は権利の対象であり、権利そのものが＜capability＞なわけではない」ことに注意を促している（小林・同上p. 78）。それにしても、若松が言うように、権利と能力との概念的な連関はあまり明確ではない（若松・同上1988, p. 141）。いずれにせよ、少なくとも実現（または、その失敗）という次元では、センにおいては、能力実現（失敗）と権利実現（失敗）がパラレルにおかれ、ほとんど同義的に扱われている、と言えるだろう。

31) Sen, “Rights and Capabilities,” op. cit., pp. 133-134. ここでは、全く合法的な権利行使による権原（entitlements）の移動から飢饉が発生していることが説かれつつ、帰結を無視する権利論が批判されている。

- 32) Sen, "Well-being, Agency, and Freedom," op. cit., pp. 201-202, Sen, On Ethics and Economics, op. cit., pp. 60-61
- 33) セン「パレート派リベラルの不可能性 (1970)」「個人の効用と公共の判断;あるいは厚生経済学のどこがまずいのか? (1979)」（ともに、前掲『合理的な愚か者』に所収）および、セン（川本隆史・訳）「社会的コミットメントとしての個人の自由 (1990)」（『みすず』1991年1月、第358号）を参照。
- 34) Sen, "Rights and Capabilities," op. cit., pp. 137-143 および、セン「何の平等か? (1980)」（前掲『合理的な愚か者』に所収）を参照。
- 35) Sen, "Well-being, Agency, and Freedom," op. cit., pp. 218-220, Sen, op. cit., On Ethics and Economics, pp. 58-60
- 36) 小林は、潜在能力は権利の対象であるから、それは「< well-being > と < agency > を包括的に表現したものと考えられるだろう」と述べている（前掲・小林「権利概念に関する一考察」p. 78）。センは、福祉達成、行為主体達成とならんで、それらの自由が、人格に関する好機 advantage を構成する4つの概念であると定義づけてはいるが（注23参照）、好機が潜在能力と同義概念であるかどうかは必ずしも明確ではない。「好機を評価するためには、潜在的に達成可能な生き方の集合を評価しなくてはならない」という記述（前掲『福祉の経済学』p. 73）に拠る限り、少なくとも両者を近似概念とみて大過ないだろう。なお、好機や潜在能力を、達成・実現とは区別して、機会集合と捉えるセン自身の記述（同p. 6, 73）に拠る限り、好機概念のなかに達成概念をも包摂しているのは、矛盾ではないだろうか。
- 37) Sen, "Rights and Capabilities," op. cit., pp. 131-132 および、セン・前掲「社会的コミットメントとしての個人の自由」を参照。そこでは、インドの例（女性が組織的、慢性的な権利剥奪を強いられているため、欲求が現実的な枠組みに満たされて不満を表明しない事態）を挙げつつ、権利や自由の価値を内在化させない功利主義的な効用計算では、権利剥奪の現状が正当化されてしまうことが批判されている。なお、センは、女性差別に関して、男女が同等の扱い（医療ケア、食糧、社会福祉サービスなど）を受けていないため、アジア、アフリカ諸国で一億人以上の女性が「喪われている」という推計を示している（アマルティア・セン、川本隆史・訳「一億人以上の女たちの生命が喪われている」『みすず』1991年10月、第367号）。
- 38) Gaertner, W., "Amartya Sen : Capability and Well-being," op. cit., The Quality of Life, p. 65
- 39) 川本隆史「アマルティア・センの《超学的》探求」（『経済セミナー』1997年2月、No.505）
- 40) この問題を中心的に取り扱っているものとして、Sen, On Economic Inequality, Oxford : Clarendon Press, 1973. 杉山武彦・訳『不平等の経済理論』

- (日本経済新聞社, 1977年)がある。また、前掲・セン「何の平等か?」をも参照。
- 41) センが批判対象にする功利主義アプローチにはピグーも含められているが、ピグーに関する限り、効用の個人間比較の可能性の問題を別にすれば、周知の命題として、貧者の実質所得の分け前の絶対額を増大させて分配を平等化することが国民の経済的厚生増大に結びつくことを提起しており (A. C. ピグー, 気賀健三・訳『厚生経済学』[I] 東洋経済新報社, 1953年, p.111), センの批判は必ずしも当たらないと思われる。ただし、センが比較の例として挙げているのが障害者と健常者であるのに対し、ピグーのそれは貧者と富者である、という違いもある。もっとも、セン自身、実際に起こる保証はないとしつつも、障害者の方が健常者よりも効用の生産効率が高くなりうる可能性を認めている。同上『不平等の経済理論』 pp. 28-31, 「何の平等か?」 pp. 231-235を参照。
- 42) 前掲『不平等の経済理論』 p. 32
- 43) 前掲「何の平等か?」 p. 260
- 44) 前掲『不平等の経済理論』第4章。なお、ここでセンはマルクスの『ゴータ綱領批判』を取り上げ (全集刊行委員会・訳, 大月書店, 1954年, pp. 25-28参照), マルクスが、社会の発展段階との関わりで、「生産者の権利は生産者の労働給付に比例する」という働きの原則を超えて、「各人にはその必要に応じて (Jedem nach seinen Bedürfnissen)」という必要度原則の優越性を究極的には認めていたことに注目している。
- 45) 前掲「社会的コミットメントとしての個人の自由」を参照。
- 46) セン「合理的な愚か者; 経済理論における行動理論的な基礎への批判 (1977)」(前掲『合理的な愚か者』所収)を参照。
- 47) 川本隆史は、自由の価値が社会の所産である、という考え方は、リベラリズムや社会的選択理論が陥りがちな原子論的個人主義を克服しようとするものであると同時に、自由がどのように分配されているかという観点から当該社会を批判しうるのであるから、自由の価値を貶める決定論に直結するものでもない、と述べている。前掲「社会的コミットメントとしての個人の自由」、(訳者あとがき)、川本隆史『現代倫理学の冒険』(創文社, 1995年)第1部6章「福祉と自由—センの到達点」を参照。
- 48) Dreze, J. and A. Sen, “Public Action for Social Security,” op. cit., pp. 3-40. および、それを解説した、前掲・鈴木「アマルティア・セン—福祉の潜在能力アプローチ」、絵所秀紀「ケイパビリティ・アプローチと『人間開発』」(『経済セミナー』1996年12月, No. 503)を参照。
- 49) Dreze and Sen, op. cit., p. 5, 8. (丸括弧内は筆者の挿入句)ただし、センらのいう「社会保障」は通常用いられるオーソドクスな意味でのそれではなく、貧困や権利剥奪の防止 (換言すれば、人々の潜在能力の維持・拡充)に向けて社会 (とそれを構成する人々や機関)が発動する諸々の手段 (報道・言論の自由や、教育制

- 度、経済成長政策なども含まれる)全般を指しているようであり、前者よりも広い概念である。
- 50) 吉川英治は、社会保障の文脈からみた潜在能力アプローチのビジョンは、「権利や自由の独自の重要性に配慮して、適応的選好形成に拘束された境遇からの脱出を模索し、行為や価値づけを行う主体的存在としての側面を視野に入れ、多様な社会的な人格と多様な動機を背景に利己心の追及を制御しつつ、ある種の公共的判断を下そうとする人的能力が、社会のなかで絶えず発展・継承されることに着目すべきだ」というものだ、と見事な集約を行う一方で、伝統的な社会政策論の扱う労働者像が「階級」的な枠組みに閉じこめられていることを批判している(吉川英治「潜在能力アプローチからみた社会保障の概念」滋賀大学『彦根論叢』1995年1月、第292号)。
- 51) Sen, "Social Commitment and Democracy : The Demands of Equity and Financial Conservatism," in Paul Barker (ed.), *Living as Equals*, Oxford University Press, 1996, pp. 9-38. および、それを解説した前掲・川本「アマルティア・センの《超学的》探求」を参照。
- 52) 川本によれば、「この論文では、まさしく社会政策・財政学と社会倫理学との《超学的》連携が図られている」という(同上)。
- 53) たとえば、ミルは、「富に関する研究は、およそ人の関心を大いにひくその他いかなるものの研究とも混同されるおそれはない」と述べ、「富裕であるということ、教養があること、勇敢であることまたは慈悲心に富んでいること」は「まったく別のことである」し、いかにして国民を「富裕な国民になしうるかという問題」と「いかにして自由な国民になしうるか、あるいは有徳な国民になしうるか」という問題は「まったく別の研究」である、と述べている(J. S. ミル, 末永茂喜・訳『経済学原理(1)』岩波書店, 1959年, p. 32)。
- 54) 朝日は、「『女性が深夜ひとりで安全に帰宅できるであろうか』をケイパビリティとすると、これと密接に結びつく財・サービスはなにであろうか」と問い、ケイパビリティが「財・サービスと直接関係しない部分も考慮する必要があるだろう」と指摘している(朝日讀治「ケイパビリティ・アプローチの意義と問題点」『雲雀野(豊橋技術科学大学人文・社会工学系紀要)』1988年, 10号)。朝日の例でいえば、警報ブザーや明るい街灯、警備体制などが財・サービスとして基本的な役割を果たす場合があるが、人によっては、家族の送り迎えや本人の気丈さが基本的な役割を果たしている場合もあるだろう。
- 55) 前掲・セン「何の平等か?」『合理的な愚か者』p.253
- 56) 前掲・セン『福祉の経済学』p. 5
- 57) 池上は、A. H. マズローの5段階欲求階層説を引き合いに出しつつ、最高次の欲求である「『生きがい』を実現する『機会』を保障する社会経済システムを構想するよう主張したのはA. センであった」と述べている(前掲『経済学』p. 113)。

たしかに、センが福祉の内実として考えているものを端的に日本語で表現するとすれば、「生きがい」という表現が可能であるのかもしれない。もっとも、もし、そうだとすれば、センも、福祉を、自己実現と欲望が一体化したものと捉えていることになる。

- 58) 池上は、センの理論を説明する文脈で「財の潜在能力」という表現を用いているが(同上・池上『経済学』pp. 146-148)、セン自身は財ではなく人間の属性に関わってしか「潜在能力」という表現を用いていない。
- 59) 前掲・セン『福祉の経済学』p. 74
- 60) Sen, "Well-being, Agency and Freedom," op. cit., pp. 185-187, 203-208, On Ethics and Economics, op. cit., pp. 58-59, "Capability and Well-Being," op. cit., pp. 35-36
- 61) Sen, "Capability and Well-Being," op. cit., p. 36
- 62) この点は、「センが基本的な『潜在能力』の平等を訴え、自由の公正な分配を論じるとき、何をもって基本的とし、誰にとって公正なものとするのかは、必ずしも明らかになっていない」、「自明な『善』を捨て去った時、そもそも多様な価値・文化を有する個人間で、センの言うような柔軟な『善』の構想を持ち得るのか、また持ち得るとすればいかなる方法論的枠組みにおいて可能となるのか」という岩崎(前掲「社会福祉と自由原理の関係について」pp. 59-60)と問題意識を共有するものであり、また、「全ての能力が権利と結び付くわけでもないので、どのような能力が権利として尊重されるのかに関する分析が必要だろう」、「センの権利論は考慮されるべき要素を挙げているにとどまり、これら多様な要素からいかにして統合的で整合的な社会的決定を下すべきかに関する明解な基準を提示しているとは言えない」と若松が言うように(前掲「A. センの権利論」pp. 141-142)、権利論の課題でもあろう。たとえば、世界人権宣言では、「すべて人は」「自己の尊厳と自己の人格の自由な発達に欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する」と謳われているが(22条)、そのような発達権を「各国の組織及び資源に応じて」どのように具体化してゆくのが問題となるだろう。
- 63) 前掲・セン『福祉の経済学』補論A
- 64) 同上p. 66
- 65) Gaertner, W., "Amartya Sen : Capability and Well-Being," The Quality of Life, op. cit., pp. 62-66
- 66) 前掲・朝日「ケイパビリティ・アプローチの意義と問題点」p. 9
- 67) 高橋芳樹・高橋弘生「年金制度における『障害』概念について」(『障害者問題研究』1990年8月, 第62号), 高橋芳樹「障害年金の等級認定基準を改善するために」(『障害者問題研究』1991年8月, 第66号), 鈴木勉「知的障害者と障害基礎年金」(『賃金と社会保障』1996年11月, No.1190)を参照。